

令和8年3月24日

上尾市長 畠山 稔 様

上尾市情報公開・個人情報保護・公文書管理運営審議会
会長 渡辺 英 人

令和7年3月31日に保存期間が満了した行政文書のうち保存期間が30年である文書及び令和7年度に保存期間の見直しを行い保存期間が満了することとなった文書等の移管及び廃棄に関する意見聴取について

令和8年2月9日付け上総第1242号で諮問のあったことについては、当審議会における審議の結果、下記のとおりとすべきものと認めたので答申する。

記

1 移管の措置及び廃棄の措置

実施機関は以下の文書については移管の措置及び廃棄の措置を変更し、その他の文書については諮問のとおり移管の措置及び廃棄の措置を取ることが適当である。

NO.	行政文書ファイル名	変更前	変更後	理由
357	行政手続法の施行に伴う審査 基準等	廃棄	移管	選別基準別表2 の16に該当。

2 答申の対象から除外した文書

以下の文書については、諮問後に実施機関より保存期間を延長する等の申出があったため、答申の対象から除外したことを付記する。

文書 No. 129～131、134～136、937～945